

小敷谷地内フェンスブロック
擁壁撤去・新設工事の経緯に
関する調査特別委員会
—調査報告書—

令和元年12月

上尾市議会

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 調査に至る経緯..... | 1 |
| 2. 調査特別委員会の設置 | 1 |
| (1) 設置決議..... | 1 |
| (2) 委員会の名称 | 1 |
| (3) 委員長、副委員長、委員の氏名..... | 2 |
| (4) 調査事項..... | 2 |
| 3. 委員会の開催状況 | 2 |
| 4. 委員会の運営方針 | 3 |
| 5. 証人喚問、参考人招致、執行機関の出席等 | 7 |
| (1) 証人として喚問した者、証言を求めた事項 | 7 |
| (2) 参考人として招致した者、意見を求めた事項 | 9 |
| (3) 執行機関として出席を求めた者、説明を求めた事項 | 9 |
| 6. 記録、資料の提出 | 10 |
| (1) 地方自治法第100条第1項により提出を求めた記録..... | 10 |

| | |
|-------------------------------|----|
| (2) 執行機関が自主的に提出した資料 | 13 |
| (3) 文書による任意の調査 | 13 |
| 7. 委員派遣 | 14 |
| (1) 議決内容 | 14 |
| (2) 概要 | 14 |
| 8. 調査の内容と結果 | 15 |
| (1) 事件の概要と経緯 | 15 |
| (2) 調査の結果 | 18 |
| (3) 総括 | 23 |
| 9. 再発防止策 | 24 |
| 10. 証言拒否等 | 25 |
| (1) 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況 | 25 |
| (2) 証人の証言拒否の状況 | 26 |
| (3) 虚偽の証言、自白の状況 | 26 |
| (4) 記録の提出拒否の状況 | 27 |

| | |
|---------------------|----|
| (5) 宣誓拒否の状況..... | 27 |
| 1 1. 告発..... | 28 |
| (1) 告発の状況..... | 28 |
| (2) 告発の取り下げ..... | 28 |
| 1 2. 調査経費..... | 29 |
| 1 3. その他..... | 29 |
| (1) 証人に対する公示送達..... | 29 |
| (2) 法律顧問委任契約..... | 29 |

1. 調査に至る経緯

令和元年上尾市議会6月定例会会期中の6月20日（木）に行われた市議会議員の一般質問において、元上尾市長が所有する土地のブロック塀などを公費で撤去・新設するという不適切な工事が行われていたことが指摘され、上尾市長が謝罪した。さらに、この指摘を受け、当該工事に関係していたとされる議員に対して、議員辞職勧告決議案が提出されるといった異例の事態となった。

こうした事態を受け、同年8月9日（金）に招集された令和元年上尾市議会第1回臨時会において、議第2号議案「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事に関わる不適切な対応の調査に関する決議案」が議員より提出され、全会一致（除斥議員1名）で原案可決し、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置が決定された。

2. 調査特別委員会の設置

（1）設置決議

議第2号議案「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事に関わる不適切な対応の調査に関する決議案」

⇒令和元年上尾市議会第1回臨時会【令和元年8月9日（金）】で全会一致により原案可決

（2）委員会の名称

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会（以下「委員会」という）

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 大室 尚 副委員長 前島 るり
委員 海老原直矢 委員 斎藤 哲雄
委員 星野 良行 委員 井上 茂
委員 道下 文男 委員 池田 達生
委員 糟谷 珠紀 委員 小川 明仁

(4) 調査事項

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する事項

3. 委員会の開催状況

| 回数 | 開催日 | 内容 |
|-----|--------------|---|
| 第1回 | 令和元年8月9日(金) | 正副委員長の互選 |
| 第2回 | 令和元年8月27日(火) | 議会の調査権について 委員会運営方針について 弁護士の契約について 今後のスケジュールについて 記録の提出について |
| 第3回 | 令和元年9月18日(水) | 執行部に対する質疑について 調査事項の明確化について |

| | | |
|------|---------------|--|
| 第4回 | 令和元年9月24日(火) | 調査方法について |
| 第5回 | 令和元年10月3日(木) | 参考人からの意見聴取について |
| 第6回 | 令和元年10月15日(火) | 証人出頭日時の変更について |
| 第7回 | 令和元年10月24日(木) | 証人喚問について |
| 第8回 | 令和元年10月25日(金) | 証人喚問について |
| 第9回 | 令和元年11月1日(金) | 記録の提出について |
| 第10回 | 令和元年11月11日(月) | 調査結果について 調査報告書について 今後の委員会の方針について |
| 第11回 | 令和元年12月6日(金) | 調査報告書について 今後の委員会の方針について |
| 第12回 | 令和元年12月20日(金) | 告発について 調査報告書について |

4. 委員会の運営方針

1. 委員会の基本的な運営について

ア 原則として、第2委員会室において開催する。

イ 上尾市議会委員会条例第19条に準じ、原則として公開する方針とし、あらかじめ開催日を公表する。(記者クラブと地方記者クラブ加盟の報道機関、市議会ホームページ等)

※委員会の公開について、以下のとおり運用する。

1. 証人喚問を実施しない時…第2委員会室における傍聴とするが、同時に第1委員会室において音声の提供を行う。

2. 証人喚問実施時…第2委員会室における傍聴は、報道機関、委員外議員のみとし、第1委員会室において映像及び音声の提供を行う。

3. 傍聴の定員は、一般傍聴席20席、報道席8席とする。

ウ 本委員会は個人情報を知ることが多いので、情報の漏えいには十分配慮する。

(1) 一般傍聴への対応

① 傍聴人については、撮影及び録音・録画とも認めない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

② 委員会に配布された資料は傍聴者に配布しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(2) 記者クラブ加盟の報道機関等への対応

① 委員会への取材要請には、正副委員長が対応する。

② 報道関係者の写真撮影は、証人の入室前までは許可する。

③ テレビカメラによる撮影については、開会前に撮影のための時間をとる。

④ 委員会に配布された資料は傍聴者に配布しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

※記者クラブ未加盟の報道機関への対応は、「(1) 一般傍聴への対応」に準じる。

2. 証人喚問について

(1) 証人への対応について

① 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

② 写真撮影等に関し、証人から申し出がある場合には、委員会においてその都度協議する。

③ 証人等の控室は、議長応接室を基本に調整する。ただし、証人等が2人以上の場合は、各々別室とする。

- ④ 委員外議員が証人と利害関係にある場合、証人喚問時の傍聴は認めない。

(2) 証人の出頭

- ① 証人の出頭については委員会で決定する。
- ② 証人出頭請求書の送付方法は、配達証明郵便または簡易書留とする。また、すくなくとも証人喚問の5日前までには通知する。なお、手交する場合は受領書をとる。
- ③ 証人の補助者同伴の申し出がある場合は、証人は、補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得る。ただし、補助者は法律の専門家（弁護士）または学識経験者等とし、証人1人につき1人とする。

(3) 証人の尋問

- ① 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、これを阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- ② 証人席については、執行部席最前列中央に設ける。
- ③ 証人が宣誓の際、開催場所に現在している者全員（事務局・傍聴者を含む）が起立する。
- ④ 証人は宣誓後、宣誓書に署名・捺印する。
- ⑤ 尋問の時間は、1回につき概ね1時間を目安とする。ただし、必要と認められた場合は委員会の議決により延長できるものとする。
- ⑥ 尋問は、通告制とし、各委員は委員会で決定した日時までに、あらかじめ委員長に通告書を提出することとする。

通告内容から委員長がまず共通事項について総括的に質問する。（再質問以降は通告した委員が項目ごとに行う。）

その後、共通事項以外の質問を通告者が行う。（質問の順番は事前調整会議で決定する。）

会議の状況により、通告者以外が質問することもできる。なお、委員長が認めた場合に限り、通告以外の質問をすることができる。

- ⑦ 発言時間・順序については、委員長の議事整理権に委ねる。
- ⑧ 証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認めない。ただし、委員会の議決により認めた場合はこの限りでない。なおメモをとる場合は委員長の許可を必要とする。
- ⑨ 証人は、証人の補助者に相談をしたいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補助者の助言は口頭による助言を原則とする。また、補助者の席は、証人の後方の席とする。
- ⑩ 補助者は証人でないので証人に代わって発言することはできない。
- ⑪ 補助者は筆記用具を使用することができる。
- ⑫ 委員は、補助者に対し質疑することはできない。
- ⑬ 委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する。

3. 記録の提出（地方自治法第100条第1項に関するもの）

- ① 記録の提出については委員会で決定する。
- ② 記録提出請求書の送付方法は、配達証明郵便または簡易書留とする。また、少なくとも提出期限の1週間前までには通知する。なお、手交する場合は受領書をとる。
- ③ 提出された記録の保管に当たっては、施錠した中で保管し、記録の閲覧は委員のみに限定し、委員長の指示した場所でのみ閲覧を認める。なお、記録の複写は認めないこととする。

4. 参考人の招致

- ① 委員会においては、必要に応じ参考人制度を活用する。
- ② 参考人の招致に当たっては、地方自治法第109条第5項及び上尾市議会委員会条例第29条に準ずる。

5. 弁護士について

- ① 法律相談、証人尋問対策等の指導、告発状の作成及びその他資料作成等の指導について、弁護士に依頼することができる。

- ② 弁護士は、委員会への出席を認める。

6. 会議録作成について

- ① 会議録は全文記録とする。
- ② 調査の参考とするため、原則として次回委員会までに会議録（未定稿）を委員に配布する。
- ③ 会議録は原則として公開する。ただし、会議が非公開の場合は公開しない。

7. その他

- ① 委員は公平な審査のため、委員会における協議内容に関する事項について、関係人との間で話をしない。
- ② その他、運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員会において協議する。

5. 証人喚問、参考人招致、執行機関の出席等

(1) 証人として喚問した者、証言を求めた事項

<令和元年10月24日（木）>

| 氏名（役職等） | 証言を求めた事項 |
|---------------------------------------|--|
| 新井 弘治 (元上尾市長) | <ul style="list-style-type: none">・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯と内容について・畠山稔市長、小林守利議員との関係について・工事費用相当額の返還について・上記に付随する内容 |
| 宮口 達也 (上尾市都市整備部長 前都市整備部次長兼道路課長) | <ul style="list-style-type: none">・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯と内容について・新井弘治元市長、小林守利議員との関係について・議員からの圧力について・上記に付随する内容 |

| | |
|---|---|
| <p>柳田 浩史 （上尾市会計管理者 前 都市整備部次長）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯と内容について ・新井弘治元市長、小林守利議員との関係について ・人事について ・上記に付随する内容 |
| <p>保坂 了 （上尾市退職者 前都市 整備部長）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯と内容について ・新井弘治元市長、小林守利議員との関係について ・上記に付随する内容 |

<令和元年10月25日（金）>

| 氏名（役職等） | 証言を求めた事項 |
|--|--|
| <p>新井 金作 （上尾市議会議員）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯と内容について ・新井弘治元市長と小林守利議員の関係について ・上記に付随する内容 |
| <p>小林 美仁 （株式会社美創建業 代 表取締役）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯と内容について ・小林守利議員と株式会社美創建業の関係について ・上記に付随する内容 |
| <p>小林 守利 （上尾市議会議員）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯と内容について ・畠山稔市長、新井弘治元市長との関係 ・平成30年度当時の、都市整備部長、都市整備部次長、道路課長との関係について ・随意契約について ・上記に付随する内容 |

| | |
|----------------|--|
| 畠山 稔 (上尾市長) | <ul style="list-style-type: none"> ・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯と内容について ・新井弘治元市長、小林守利議員との関係 ・工事費用相当額の返還について ・この問題に対し、今後予定している対応について ・上記に付随する内容 |
|----------------|--|

(2) 参考人として招致した者、意見を求めた事項

<令和元年10月3日(木)>

| 氏名(役職等) | 意見を求めた事項 |
|---------------------|--|
| 荒木 優佳 (上尾市道路課職員) | <ul style="list-style-type: none"> ・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事における現地確認の状況について |
| 松澤 純一 (上尾市副市長) | <ul style="list-style-type: none"> ・上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会調査報告書にかかる内部調査の内容について |

(3) 執行機関として出席を求めた者、説明を求めた事項

<令和元年9月18日(水)>

| 氏名(役職等) | 説明を求めた事項 |
|--------------------------|---|
| 石川 克美(総務部次長) | <ul style="list-style-type: none"> ・市長に対し提出請求をした記録に関する事項について |
| 関根 郁夫(総務課長) | |
| 小田川 史明 (行政経営部次長兼施設課長) | |
| 須田 均(都市整備部次長) | |
| 吉永 広樹(秘書政策課主幹) | |
| 栗野 昭夫(行政経営部長) | |
| 奥隅 雄一(道路課長) | |

<令和元年9月24日（火）>

| 氏名（役職等） | 説明を求めた事項 |
|---------------|----------------------------------|
| 石川 克美（総務部次長） | ・小敷谷地内フェンスブロック工事の外側に設置された集水柵について |
| 関根 郁夫（総務課長） | |
| 宮口 達也（都市整備部長） | |
| 須田 均（都市整備部次長） | |
| 奥隅 雄一（道路課長） | |

<令和元年10月3日（木）>

| 氏名（役職等） | 説明を求めた事項 |
|---------------|---------------------|
| 石川 克美（総務部次長） | ・「集水柵工事費相当分の対応」について |
| 関根 郁夫（総務課長） | |
| 宮口 達也（都市整備部長） | |
| 須田 均（都市整備部次長） | |
| 奥隅 雄一（道路課長） | |

6. 記録、資料の提出

（1）地方自治法第100条第1項により提出を求めた記録

<令和元年8月27日（火）議決>

| 請求先 | 記録名 |
|------|---|
| 上尾市長 | <ul style="list-style-type: none"> ・市道10263号線土留擁壁設置工事（工期：平成30年11月20日～平成31年1月31日）に関わる起工から完了検査にわたる一切の書類 ・市道10263号線構造物撤去工事（工期：平成30年11月27日～平成31年1月31日）に関わる起工から完了検査にわたる一切の書類 ・市道10263号線土留擁壁基礎工事（工期：平成30年12月11日～平成31年2月28日）に関わる起工から完了検査にわたる一切の書類 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市道10242号線外1路線土留擁壁基礎工事（工期：平成31年1月16日～平成31年2月28日）に関わる起工から完了検査にわたる一切の書類 ・市道10263号線空洞ブロック設置工事（工期：平成31年1月23日～平成31年3月15日）に関わる起工から完了検査にわたる一切の書類 ・市道10242号線外1路線空洞ブロック設置工事（工期：平成31年2月5日～平成31年3月22日）に関わる起工から完了検査にわたる一切の書類 ・市道10263号線フェンス設置工事（工期：平成31年2月26日～平成31年3月27日）に関わる起工から完了検査にわたる一切の書類 ・上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会調査報告書作成に当たり用いたすべての調査書類及び会議録 ・「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事費用相当額返還金（令和元年7月19日受領）」に関する書類 ・地権者返還金受け取りに関する会議議事録 ・道路課の工事請負契約に係る随意契約一式（平成26年度から平成30年度まで） ・小林元議長からの要求を受けた相談記録簿 ・都市整備部として小敷谷地内フェンスブロック工事に係る意思決定した会議録（市が全部工事を負担したこと・分割発注したこと・随意契約を㈱美創建業に決めたこと） ・平成30年9月28日に地権者宅を訪問した時のメモ等の記録 ・令和元年6月定例会における井上茂議員の一般質問において取り上げられた1通の手紙の原本 |
|--|---|

<令和元年9月18日（水）議決>

| 請求先 | 記録名 |
|------|---|
| 上尾市長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会調査報告書作成に当たり用いたすべての調査書類及び会議録 ・ 令和元年6月定例会における井上茂議員の一般質問において取り上げられた1通の手紙の写し ・ 市長就任以降、次に掲げる者との間における面会記録（履歴、内容等の分かるもの。個別、複数問わず全て） 畠山稔市長、新井弘治氏、小林守利議員、井上茂議員、浦和三郎議員 ・ 市長車の車両運転月報（平成30年2月～平成30年12月） ・ 議長車の車両運転月報（平成30年12月～令和元年6月） ・ 市長のスケジュール表（平成30年2月～平成30年12月） ・ 市長室における電話の通話記録（発着信とも） （平成30年2月～平成30年12月） <p>※以上の記録はすべて黒塗り等のマスキングを一切行っていないものを請求する。</p> |

<令和元年9月24日（火）議決>

| 請求先 | 記録名 |
|--------|--|
| 上尾市長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長個人の携帯電話の通話記録 ・ 市長個人のスケジュール管理アプリにあるスケジュール <p>※以上の記録はすべて黒塗り等のマスキングを一切行っていないものを請求する。</p> |
| 代表監査委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年7月1日に提出された住民監査請求の審査における一切の記録 <p>※以上の記録はすべて黒塗り等のマスキングを一切行っていないものを請求する。</p> |

<令和元年10月25日（金）議決>

| 請求先 | 記録名 |
|-----------------------------------|--|
| 上尾市長 | ・平成30年9月18日の新井弘治氏（元上尾市長）からの日付入りの留守電記録画面の写真 |
| 小林 美仁 （株式会社美 創建業 代表 取締役） | ・ブロック1段積み増し分の請求書及び領収書の控え、もしくは入金記録 |
| 新井 弘治 （元上尾市長） | ・ブロック1段積み増し分の請求書及び領収書、もしくは支払い記録（支払い証明等） |

<令和元年11月1日（金）議決>

| 請求先 | 記録名 |
|------|---|
| 上尾市長 | ・平成30年9月28日に新井弘治宅に訪問した際に持参した図面及び同図面の作成日が分かるもの |

（2）執行機関が自主的に提出した資料

| 提出年月日 | 資料名 |
|--------------|---------------------------------------|
| 令和元年10月3日（木） | ・小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事 柵設置に係る工事費算出根拠 |

（3）文書による任意の調査

| 議決年月日 | 調査対象者 |
|---------------|----------------------|
| 令和元年10月3日（木） | 関係人（元上尾市職員。当時の道路課職員） |
| 令和元年11月1日（金） | 木曾路上尾店店長 |
| 令和元年11月11日（月） | 上尾市長 |

7. 委員派遣

(1) 議決内容

令和元年10月3日(木)、小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査のため、同年10月15日(火)午後1時30分から、小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事が行われた現場(上尾市大字小敷谷529-1)へ委員全員を派遣し、調査を行うことで決定した。

(2) 概要

①日 時

令和元年10月15日(火)午後1時30分から午後2時10分

②場 所

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事が行われた現場(上尾市大字小敷谷529-1)

③参加者

計17名

(委員) 全員 (執行部) 都市整備部長、都市整備部次長、道路課長、道路課技師 (事務局) 議会事務局次長兼議事調査課長、議事調査課主幹、議事調査課主任)

④内 容

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事が行われた現場を調査した。新設されたブロック及びフェンス(施工範囲、ブロック及びフェンスの高さ等)や集水柵について、執行部から説明を受けながら現況を確認した。



8. 調査の内容と結果

(1) 事件の概要と経緯

①事件の概要

平成30年度、元上尾市長である新井弘治氏（以下「新井元市長」という）が所有する土地（所在地：上尾市大字小敷谷字氷川前529番1）において、フェンスブロック擁壁撤去・新設工事（以下「本件工事」という）が施工された。

本件工事に掛かる費用については、本来、地権者である新井元市長が負担すべきものであるにもかかわらず、市議会議員である小林守利氏（以下「小林議員」という）の関与のもと、上尾市が施工することとなり、上尾市が全額負担した。

さらに本件工事は本来、随意契約ができない金額の工事であるにもかかわらず、小林議員の子が代表取締役を務める株式会社美創建業に受注させるため、当時の都市整備部長と都市整備部次長兼道路課長（以下「道路課長」という）は、工事を7本に分割発注し、1本当たり100万円以下の工事とした。これにより、契約検査課による工事の検査を回避し、道路課長決裁による随意契約が可能となり、本件工事は株式会社美創建業と随意契約を締結するに至ったものである。

②事件の経緯

事件の経緯について、「争いのない事実として、事実認定できた事項」、「争いはあるが、事実認定できる事項」、「争いがあり、事実認定ができない事項」の3点について、委員会において協議した結果を記載する。（以下に記載する役職名は、当時の役職名である。）

I 争いのない事実として、事実認定できた事項

- ア 新井元市長が小林議員に対し、本件工事を市に要望してほしいと依頼した。
- イ 畠山市長は、平成30年2月28日、新井元市長、小林議員と3人で会食をした。
- ウ 平成30年8月30日、道路課職員は小林議員立ち会いのもと、現地調査を実施し、市で本件工事をすることは難しいという原則を小林議員に伝えた。
- エ 新井元市長は、道路課長に対し、平成30年8月31日、本件工事に関して電話をした。
- オ 都市整備部長、都市整備部次長、道路課長、小林議員は、本件工事に関し、都市整備部部長席で打ち合わせをした。
- カ 道路課長は都市整備部長に相談し、本件工事を決定した。
- キ 平成30年9月28日、都市整備部長、都市整備部次長、道路課長及び小林議員は、本件工事の件で新井元市長宅を訪問した。
- ク 道路課は、本件工事の発注にあたり、これを7本の工事に分割し、1本当たりの契約額を100万円未満とすることで、競争入札を避け随意契約とし、契約検査課による工事の検査を回避した。
- ケ 道路課は、7本に分割された工事を他社の見積もりも含めて提出するよう株式会社美創建業に依頼した。
- コ 本件工事の見積書は、すべて株式会社美創建業が見積金額を記入した上で道路課に提出した。
- サ 7本に分割された本件工事は、小林議員の子が代表取締役を務める株式会社美創建業がすべて受注した。
- シ 上尾市は、新井元市長が所有する土地に付合する既存ブロック及びフェンスを撤去新設し、本件工事の代金として、合計693万3,600円を支出した。
- ス 新井元市長は、上尾市に対し、令和元年7月19日、工事費相当額693万3,600円を上尾市へ納付した。

- セ 令和元年7月1日に提出された住民監査請求に係る監査の結果、令和元年8月28日に畠山市長及び関係職員に対して、市が本件工事費用を支出した日から地権者が工事費用相当額として市に納付した日までの間に生じた遅延損害金69,810円を市に返還するよう措置を講ずることが勧告された。
- ソ 都市整備部長、道路課長は、住民監査請求に基づく監査結果のとおり、市が本件工事費用を支出した日から地権者が工事費用相当額として市に納付した日までの間に生じた遅延損害金69,810円をそれぞれ納付した。
- タ 畠山市長は、監査委員の勧告にも関わらず、遅延損害金を指定期日までに支払わなかった。

Ⅱ 争いはあるが、事実認定できる事項

- ア 新井元市長は、畠山市長の携帯電話に電話をしていないと証言しているが、畠山市長の携帯電話に平成30年9月18日付の着信記録と音声データが残されていた。
- イ 新井元市長は、本件工事の施工者について知らなかったと証言しているが、株式会社美創建業代表取締役小林美仁氏は、工事開始の案内を新井弘治宅に配布し、工事現場で挨拶をしたと証言している。

Ⅲ 争いがあり、事実認定ができない事項

- ア 平成29年12月17日に執行された上尾市長選挙について、小林議員は畠山市長の選挙応援をしたと証言しているが、畠山市長は小林議員から選挙時の応援を受けた記憶がないと証言している。
- イ 平成30年9月8日、畠山市長、新井元市長、小林議員の3人が会食をしたかどうかについて、畠山市長は3人で会食をしたと証言しているが、新井元市長と小林議員は会食を否定している。委員会は会食先に対し調査を行い、その日に畠山市長がもう1名と会食をしていたこと、2名分の飲食の注文記録があったことが確認された。

ウ 本件工事を市が行うことを決定した時期について、道路課長は平成30年9月11日の試掘調査の後に市の施工を決定したと証言しているが、道路課職員は同年9月11日の時点で市の施工は決まっていたと発言しており、都市整備部長はいつ市の施工を決定したか記憶していないと証言している。

エ 平成30年9月28日、都市整備部長、都市整備部次長、道路課長及び小林議員が新井元市長宅を訪問した際に、新井元市長へ説明した内容について、道路課長は本件工事を市で施工することを説明したと証言しているが、都市整備部長と都市整備部次長は本件工事を検討すると説明したと証言している。

オ 株式会社美創建業に発注する経緯について、道路課長は小林議員から同社が工事施工者となる旨の連絡を受け、同社に発注したと証言しているが、小林議員はそのような連絡はしていないと証言している。

(2) 調査の結果

委員会では、「当時の都市整備部長、都市整備部次長、道路課長が職務上の責任を果たしているかどうか」、「市長、副市長において、監督責任以上の責任があるか」、「小林議員の働きかけは、斡旋及び利得につながっているか」の3点を調査事項と定め、調査を進めてきた。以下、それぞれの事項について記載する。

①調査事項について

I 都市整備部長、都市整備部次長、道路課長

都市整備部長及び道路課長は、新井元市長の依頼を受けた小林議員から本件工事の要望を受け、本来守るべきルールを逸脱して工事を決定した。

道路課長は自らが中心となって、競争入札を回避するために1本の工事を7本に分割し、随意契約により小林議員の子が経営する株式会社美創建業と各工事請負契約を締結することを決定した。分割は1本当たり100万円以下の金額にすることで、契約検査課による工事の検査を回避する企図もあった。

都市整備部長はこれらの法令や規則を無視した決定について、その意図を知りながら新井元市長及び小林議員への特別な配慮からこれを看過し、道路課長の決定を追認した。

都市整備部次長は本件工事の関与について否定している。しかしながら都市整備部長席における都市整備部長、道路課長及び小林議員との打ち合わせに同席し、さらに平成30年9月28日の新井元市長宅への訪問にも同行している。いずれの席上でも、本件工事に関して話題となっていたにもかかわらず、同席した都市整備部次長が本件工事に関して全く関知していなかったとの証言については、信用性が著しく欠ける。以上の点に鑑みれば、都市整備部次長も都市整備部長や道路課長と同様に、新井元市長及び小林議員の意図を知っていたにもかかわらず、これらの決定について何ら行動することなく、黙認したと認められる。

さらに、通常は工事が始まった際に設置する工事の看板について、株式会社美創建業代表取締役小林美仁氏は、当初、市から看板を出さないように指示があり、後になって出すように言われたと証言をしており、看板を出さないという指示は、今までで初めてのことでありと証言している。このことは、道路課がこの工事自体に対して法令や規則上の問題があることを認識していたと考えられる。

都市整備部長、都市整備部次長、道路課長は、上尾市において本件工事の必要性と、公費を支出することの妥当性について十分検討をすべきであり、仮に工事の必要性があった場合でも、工事請負契約を締結するに当たっては、法令や規則で定める契約締結の方法を遵守すべき義務を負っていた。加えて、相手が元市長や議員であっても、公費を支出する際意思決定において特別な配慮がなされるべきではなかった。

幹部職員はいずれも、当初現地調査を行った道路課職員が、要望のあった工事を上尾市が行うことについては難しいと小林議員に伝えていたにもかかわらず、自らの権限を持って当該職員の行動を支援することなく、逆に新井元市長に対して謝罪を行っている。その上、市への要望活動を行った小林議員の子が経営する株式会社美創建業と、随意契約で工事請負契約を締結することに問題があることは言うまでもなく、その行動は市民全体に奉仕する義務のある市の職員として、また部署をまとめる立場にある幹部職員としての責任を放棄したものであると言わざるを得ない。

さらに、明らかな不当要求行為であるにもかかわらず、いずれの職員も上司である市長及び副市長に報告をせず、内部通報制度を活用していない。このことは、コンプライアンス意識の欠如と同時に組織内部の意思疎通が図られていなかったことも示しており、組織自体に問題があったことも認められる。

Ⅱ 市長、副市長

畠山市長は、平成30年2月に新井元市長及び小林議員と3人で会食を行い、その場で新井元市長から本件工事について要望を受けたと証言している。小林議員の証言では、この会食は「市長選挙のお疲れさん会」として開催され、当時の3人の親密さが推測される。さらに同年9月に再び3人で会食を行い、2月の会食時と同じ内容の依頼を受けたことも畠山市長は証言している。畠山市長は要望に対して、いずれの会食においても本件工事について断ったと証言している。その後も、新井元市長から暗に本件工事の施工を仄めかす電話があったことも、畠山市長の証言と同氏より提出された記録から明らかとなっている。

このような事実が認められたものの、本調査では畠山市長、松澤副市長の本件工事に関して直接の関与は認められなかった。しかしながら畠山市長は、西貝塚環境センターの入札不正事件後の市長選挙で、市民の信託を得て市長に就任し、現在も公正な政治、公平な行政を市政の方針に掲げているにもかかわらず、委員会において新井元市長、小林議員との会食場所やその支払いについて証言拒否を行ったことは、委員会のみならず、市民への説明責任を果たしていない極めて不誠実な行動である。さらに監査委員による監査報告について必ずしも従う必要はない旨発言していることについても、行政の信頼性を損なう言動であり、大きな問題があったと言える。

Ⅲ 小林議員

小林議員は、本件工事について、新井元市長から依頼を受け、担当部局に要望活動を行った。その後、現地調査に立ち会うなど、本件工事を市が施工するに至るまで、重要な役割を果たしている。都市整備部長、道路課長は、当該フ

ェンスブロック擁壁について、小林議員から市に責任があり市が工事を施工すべきという話をされたと証言をしており、現地調査に立ち会った職員も、市が工事を施工すべきという趣旨の発言を受けたと述べている。また、工事の施工者の選定についても、小林議員の子が経営する株式会社美創建業ではなく、当初は別の業者を都市整備部では考えていたが、株式会社美創建業で施工するようにと新井元市長から話があったので同社で施工する、と小林議員に言われたと道路課長は証言している。

小林議員は、本件工事の細かい部分は把握していないと述べているが、同社の代表取締役や新井元市長も存在を知らないと証言していた、ブロック積み増し分の工事について、請求書及び領収証の存在を証言し、領収証については自ら議会事務局へ提出をしていることから、本件工事に関与していると考えられ、株式会社美創建業と市とのやり取りを把握していると認定することができる。

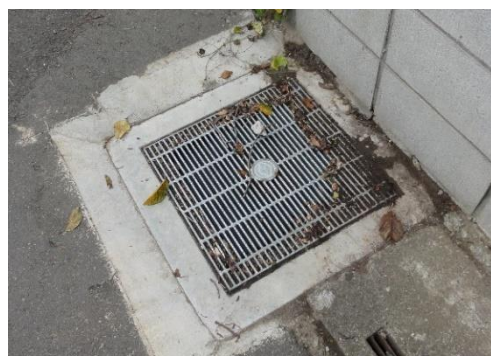
小林議員は、自身が要望した工事を自身の親族が経営する会社が請け負うことで、市民が疑念を抱くことは容易に想像でき、自身の行動が市政全般の信頼に対して与える影響に考えが及んでおらず、市政を担う一員としての自覚が著しく欠如していたと言える。

②その他、新たに判明した事実について

I 集水桝置き換え工事について

令和元年9月24日に開催された委員会において、市から提出された記録により本件工事の内容を調査したところ、工事仕様書の内容に集水桝1カ所の布設替えの記載が確認された。委員会は、この集水桝設置に伴う費用について、本来市が負担すべきものであるにもかかわらず、同年7月19日に新井元市長から市に返還された工事費相当額693万3,600円の一部に、この集水桝設置にかかる費用が含まれているのではないかと指摘した。

この点について、同日、執行部に説明を求めたところ、この集水柵は、道路の雨水を排水するために必要な施設であり、市の負担により施工すべきものであるが、新井元市長から工事費相当額の返還を受ける際に詳細な検討を怠ったという説明があった。



集水柵（令和元年10月15日撮影）

同年10月3日の委員会において、この件の今後の対応について、執行部に説明を求めたところ、集水柵設置に伴う費用の算出根拠を示され、金額としては12万5,407円となり、この集水柵設置費用については新井元市長に返還すべきと考えていると説明があった。

後日、上記金額について過納により新井元市長へ還付手続きがなされていることを確認した。

Ⅱ ブロックの積み増し工事に伴う請求書・領収証について

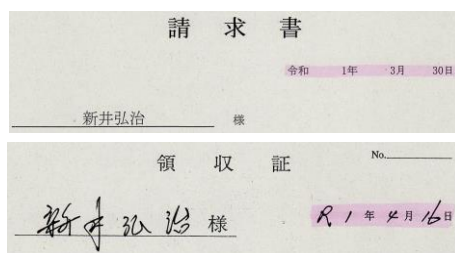
令和元年10月25日の委員会において行われた証人喚問において、ブロックの積み増し工事に対する支払いがされたかどうか、小林議員に尋問したところ、支払いは既に済んでおり、新井元市長は請求書及び領収書を持っているという証言が得られた。これを受けて、同日、委員会において、新井元市長に対して、請求書と領収書の提出を請求し、株式会社美創建業代表取締役である小林美仁氏に対して、請求書と領収書の控えの提出を求めた。

株式会社美創建業の小林美仁氏に請求した請求書と領収書の控えは、その父である小林議員が同年10月28日に領収証の控えを、その翌日に請求書の控えをそれぞれ持参した。また、新井元市長からは請求書と領収証が、同年11月1日、その子である新井金作市議会議員を通じて提出された。

提出された記録を調査すると、その日付欄が請求書では「令和1年3月30日」、領収証では「R1年4月16日」と記載されていることが判明した。

「令和」という新元号が公表されたのは4月1日以降で、5月1日から改元さ

れたため、いずれの日付も元号は「平成」
となるべきである。特に請求書の日付は、
新元号の公表前に新元号が記載されたこと
となる。



記録の一部（日付欄にマーカー有）

したがって、提出された請求書及び領収
証については、当時実際に使用されたものと

は言えず、株式会社美創建業代表取締役である小林美仁氏は、ブロックを積み
増した分について請求をしていないと証言していることから、ブロック積み増
しに対する支払いがなされたかどうかは疑わしい。

なお、提出された請求書及び領収証について、委員会では、小林議員が自身
の証言に沿う形で、存在しない請求書及び領収証を捏造して提出した可能性が
高いと判断した。

（３）総括

本調査報告書の「８．調査の内容と結果」の「調査事項について」で示した
通り、本件工事の大枠は、元市長として現時点でも市職員に対して一定の影響
力を持つ新井元市長と、当時議会内の最大会派の団長であった小林議員の働き
かけによりフェンスブロック擁壁が公費で撤去・新設されたと考えられる。

本来、本件工事は市が施工すべきではなかった。最初に立ち会った職員は本
件工事について、市で改修工事をするのは難しいと小林議員に伝えたこと
は、都市整備部長ら幹部には報告されていたにもかかわらず、なぜ市で工事が
できないかを法律的に突き詰めることも、その職員からヒアリングすることも
なく、本件工事を進めたことは全体の奉仕者たる公務員として職責を果たして
おらず、極めて遺憾である。

さらに契約を進めるに当たっても、地方自治法施行令第167条の2及び上
尾市契約規則に基づき入札を行わなくてはならなかった。しかし、都市整備部
長、道路課長は、新井元市長及び小林議員に対し、特別な配慮をした結果、競
争入札を回避するため、1本の工事を7本に分割して、株式会社美創建業と随
意契約を締結し、公費が支出された。このような事態が発生したのは、前述の

とおり新井元市長及び小林議員に対する特別な配慮に加え、契約事務に関する明確な規律を定めるガイドライン等が無かったことにも一因があると考えられる。

小林議員の本件工事への関与は証言や調査に基づけば明らかである。小林議員が要望した工事をその親族が経営する会社が請け負ったことで、市民に疑念を抱かせ、市政の信頼を失墜させた。このようなことを二度と起こさないためにも、議員が職員に対し要望等を行う際の規律を盛り込んだ議員政治倫理条例を早急に制定しなければならない。行政や議会に向けられている視線は厳しいものがある。それらは我々自身の行動と振る舞いに起因していることを自覚しなければならない。

今回の事件をきっかけに、我々は反省の上に立ち、職員と議員が高い倫理観に基づいた行動、公職者としての使命感を持ち、それぞれの倫理条例の制定の過程で、議論を深め、お互いの立場を理解しあい、市民の信頼を得られるよう、市民とともに市政運営を進めていくことを肝に銘じたい。

9. 再発防止策

今回の事件は、市職員と議員間で斡旋と過剰な配慮に基づき、引き起こされたことは明白である。今後このような事件を防ぐためにも、以下の再発防止策を提言する。

①行政が行うべきこと

I 契約事務の見直し

- ・ 地方自治法に基づく契約事務履行の遵守の徹底をはかること
- ・ 契約事務のガイドラインを策定し、随意契約については契約の相手方の選定理由を明示させること
- ・ 各課に課内の契約を審査する（仮称）契約審査主任を配置するなど、不正を起こさない組織環境づくりを行うこと
- ・ 本件工事をきっかけに行われている過去の随意契約に関する調査の結果を早期に公表すること

Ⅱ 職員倫理条例の制定

- ・上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会報告書で提言されている職員倫理条例の制定を行うこと
- ・今回の事件では、多くの管理職がかかわっていたことに鑑み、上司を通さずに外部機関に直接通報する仕組みを構築すること
- ・通報、告発した職員が不利益等を被ることのない措置を講じるなど、通報への環境づくりを構築すること
- ・面会記録作成を徹底すること
- ・コンプライアンス意識を徹底すること
- ・議員及び上司からの要望、指示を全て記録・保存すること

②議会が行うべきこと

- ・議員の親族が役員をしている企業並びに実質的に経営に携わる企業は、市との工事請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないようにする議員政治倫理条例を制定すること
- ・議員が職員に対し要望等を行う際の規律を定める議員政治倫理条例を制定すること
- ・議員は市の人事に関与しないこと
- ・コンプライアンス意識の徹底を図ることを目的とした、政治倫理に関する研修会を定期的を開催すること

10. 証言拒否等

(1) 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況

なし

(2) 証人の証言拒否の状況

① 畠山 稔氏 (令和元年10月25日)

平成30年2月28日及び同年9月8日に新井弘治氏、小林守利氏とともに会食を行っていたことに関し、会食場所及び誰が支払いをしたかについて、畠山稔氏に対し証言を求めたところ、「それについては、先方のお店の関係もございますので、お店の名前は控えさせていただきます。」、「お金については、お答えは控えさせていただきたいと思います。」と証言し、正当な理由がないのに証言を拒んだ。

(3) 虚偽の証言、自白の状況

① 新井 弘治氏 (令和元年10月24日)

新井弘治氏は、上尾市長である畠山稔氏に対して「(電話をしたことは)ありません。」と証言したが、畠山稔氏が所持する携帯電話の留守番電話に新井氏の声が残っていることが判明した。

また、畠山稔氏より提出された記録として、「新井弘治さん 2018年9月18日11:11」という携帯電話の画面の写しがある。

ほか、新井弘治氏は「工事が終わってから、あれ、これはやったのだなというだけで、その間には一切連絡もありませんし、私はなぜ連絡もなく、断りもなくやったのだろうという考え方です。」と証言しているが、株式会社美創建業代表取締役小林美仁氏は、工事開始の案内を「新井家には1通入れていません、確実に。」と証言し、工事期間中のやり取りについては「回数は分かりませんが、ご挨拶ぐらいはしています。」という証言をしている。

②小林 守利氏（令和元年10月25日）

ブロック擁壁積み増し分の工事費用について、株式会社美創建業代表取締役小林美仁氏は「今の段階では（請求）していないはずです。」と証言し、小林守利氏は、「請求して、請求書、領収書、全て新井さんがお持ちだと思いますので、調べていただければ。」と証言した。

しかし、小林守利氏が委員会に提出した株式会社美創建業の請求書及び領収証の写しの日付は「令和1年3月30日」、「R1年4月16日」と記載されており、改元前の日付であるにもかかわらず、改元後の元号が記載され、元号と日付が一致していないものであった。

（４）記録の提出拒否の状況

なし

【黒塗りされた記録の提出について】

畠山市長に対し、委員会として提出を請求した記録の中に、一部黒塗りされた記録が提出された。黒塗り箇所が非常に多く、委員会として調査の必要性から、再度、黒塗りされていない原本の提出を請求した。しかし、それでもなお原本の提出がなされなかったことにより、委員会の調査において支障が生じた。

（５）宣誓拒否の状況

なし

1 1. 告発

(1) 告発の状況

①畠山 稔氏

令和元年12月6日、「10. 証言拒否等」の「(2) 証人の証言拒否の状況」において記述した通り、地方自治法第100条第3項に規定する証言の拒否がなされたことにより、同条第9項に基づき、畠山稔氏を告発することを委員会において決定し、同年12月20日、告発議案を委員会提出議案として議長へ提出することを決定した。

②新井 弘治氏

令和元年12月6日、「10. 証言拒否等」の「(3) 虚偽の証言、自白の状況」において記述した通り、地方自治法第100条第7項に規定する虚偽の陳述がなされたことにより、同条第9項に基づき、新井弘治氏を告発することを委員会において決定し、同年12月20日、告発議案を委員会提出議案として議長へ提出することを決定した。

③小林 守利氏

令和元年12月20日、「10. 証言拒否等」の「(3) 虚偽の証言、自白の状況」において記述した通り、地方自治法第100条第7項に規定する虚偽の陳述がなされたことにより、同条第9項に基づき、小林守利氏を告発することを委員会において決定し、同日、告発議案を委員会提出議案として議長へ提出することを決定した。

(2) 告発の取り下げ

なし

1 2. 調査経費

・平成31年度・・・300万円以内（令和元年8月9日議決）

<調査に要した額>※令和元年12月上旬時点の概算となります。

| 節 | 細節 | 内容 | 支出額（円） |
|-----|------|------------------------------------|-----------|
| 報償費 | 謝金 | ・調査特別委員会弁護士謝礼 | 440,000 |
| 旅費 | 費用弁償 | ・証人費用弁償 ・委員費用弁償 | 213,000 |
| 委託料 | 委託料 | ・会議録作成業務委託料 ・委員会映像配信用録画データ編集委託料 | 783,000 |
| 合計 | | | 1,436,000 |

1 3. その他

（1）証人に対する公示送達

なし

（2）法律顧問委任契約

①契約先

- ・つきのみや法律事務所 弁護士 中村 弘毅
- ・つきのみや法律事務所 弁護士 柳川 昌也

②契約内容

- ・ 調査権行使に係る法的助言
- ・ 委員の証人への尋問に係る法的助言（尋問方法に関する講義、尋問内容に関する助言、証人喚問への立ち合い）
- ・ 委員会の運営に係る委員長への法的助言
- ・ 関係書類の閲覧・検討
- ・ 議会に告発義務が生じた場合の告発事務に係る法的助言
- ・ 委員会調査報告書（中間報告を含む）作成に係る法的助言（作成された調査報告書の内容精査）

